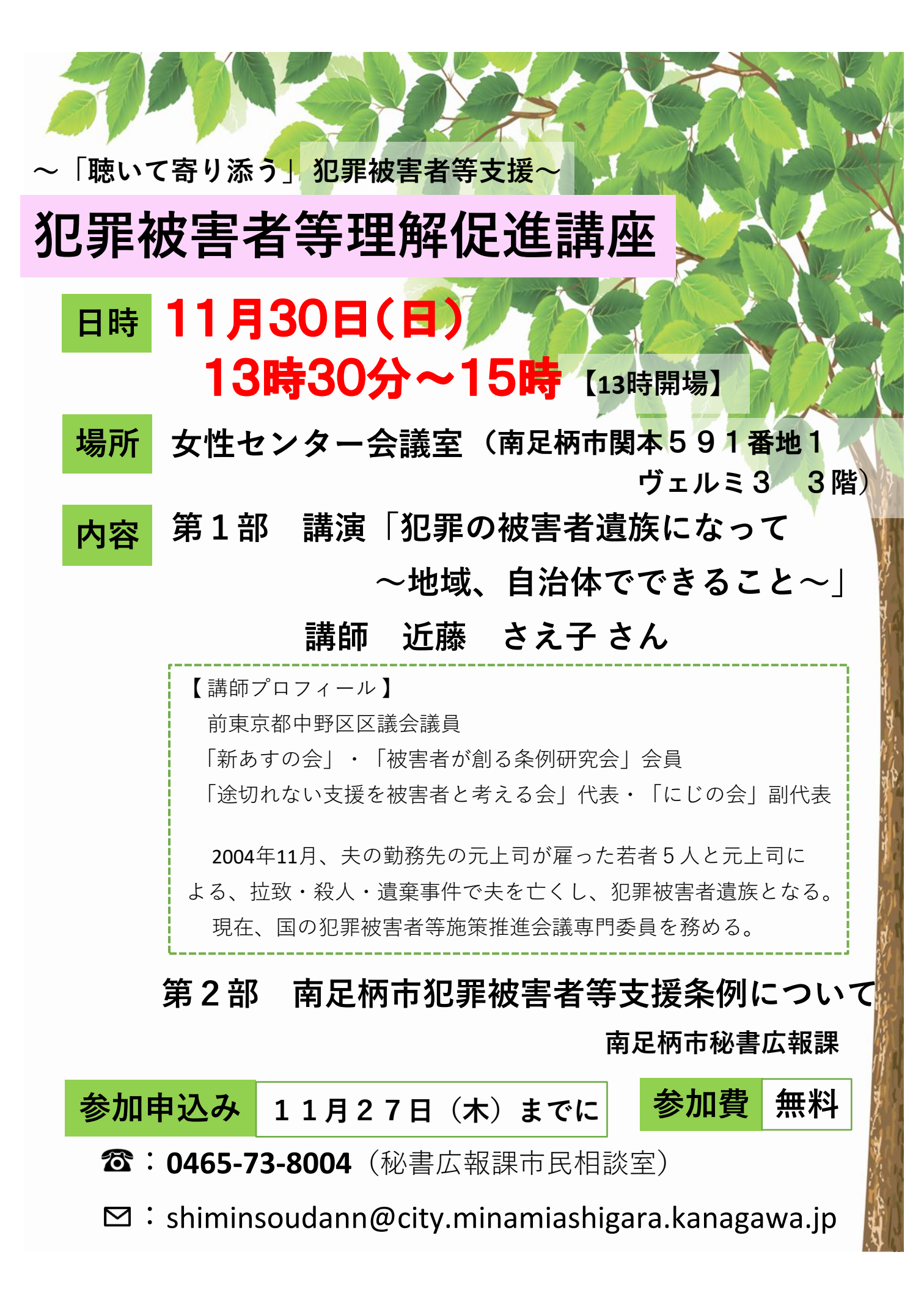




～「聴いて寄り添う」 犯罪被害者等支援～

犯罪被害者等理解促進講座

日時 **11月30日(日)**
13時30分～15時 【13時開場】

場所 女性センター会議室（南足柄市関本591番地1
ヴェルミ3 3階）

内容 第1部 講演「犯罪の被害者遺族になって
～地域、自治体でできること～」

講師 近藤 さえ子 さん

【講師プロフィール】

前東京都中野区区議会議員

「新あすの会」・「被害者が創る条例研究会」 会員

「途切れない支援を被害者と考える会」 代表・「にじの会」 副代表

2004年11月、夫の勤務先の元上司が雇った若者5人と元上司による、拉致・殺人・遺棄事件で夫を亡くし、犯罪被害者遺族となる。
現在、国の犯罪被害者等施策推進会議専門委員を務める。

第2部 南足柄市犯罪被害者等支援条例について

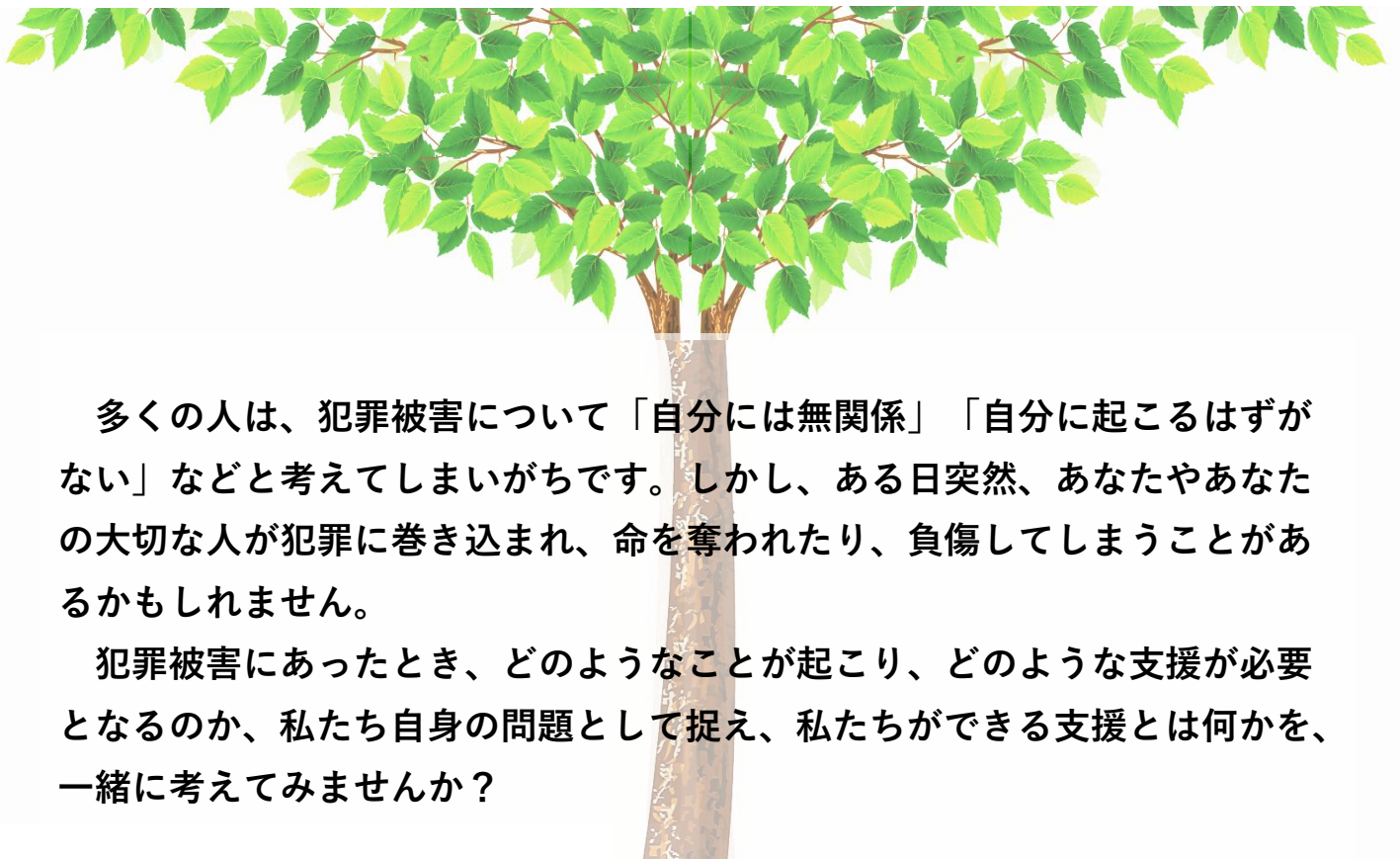
南足柄市秘書広報課

参加申込み 11月27日(木) までに

参加費 無料

☎：0465-73-8004（秘書広報課市民相談室）

✉：shiminsoudann@city.minamiashigara.kanagawa.jp



多くの人は、犯罪被害について「自分には無関係」「自分に起こるはずがない」などと考えてしまいがちです。しかし、ある日突然、あなたやあなたの大切な人が犯罪に巻き込まれ、命を奪われたり、負傷してしまうことがあるかもしれません。

犯罪被害にあったとき、どのようなことが起こり、どのような支援が必要となるのか、私たち自身の問題として捉え、私たちができる支援とは何かを、一緒に考えてみませんか？

犯罪被害者等理解促進講座 ～「聴いて寄り添う」犯罪被害者支援～

犯罪被害者への支援で大切なことは、犯罪被害に苦しんでいる人の気持ちや状況をよく考えて、「寄り添う気持ち」を持つことです。

犯罪被害者遺族のお話を聴き、犯罪被害者やその家族・遺族の状況や気持ちを知ることも、支援となります。

南足柄市犯罪被害者等支援条例

南足柄市では、犯罪被害者やその家族・遺族を支援するとともに、市民の皆様が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、南足柄市犯罪被害者等支援条例を令和6年4月1日から施行し、この条例に基づき支援を行っています。

支援対象や支援の内容など、詳しくはお問い合わせください。

犯罪被害者等 総合的対応窓口（秘書広報課 市民相談室内）

☎0465-73-8004